

# 資本的支出についても定額法限定へ

## 注目トピックス

### 01 | 資本的支出についても定額法限定へ

平成28年4月1日以後に建物附属設備及び構築物について行われる資本的支出も「定額法」による減価償却が強制されることとなります。

## 特集

### 02 | 資本的支出とは

今回の注目トピックスで取り上げた資本的支出については、その判断が非常に難しいところですので、具体的な事例を踏まえつつ解説します。

### 03 | 雇用保険関係の改正予定情報について

平成28年4月より雇用保険料率が引き下げになる予定です。その他雇用に関する法律改正の動向について紹介します。

## 話題のビジネス書をナメ読み

### 04 | 「ない仕事」の作り方 (文藝春秋)

「マイブーム」や「ゆるキャラ」の名付け親としても知られるみうらじゅん氏。テレビや雑誌でよく見かけますが、何が本業なのかあまり知られていません。本書では、それまで世の中に「なかった仕事」を、企画、営業、接待も全部自分でやる「一人電通」という手法で作ってきた「みうらじゅんの仕事術」を解説しています。



# 資本的支出についても 定額法限定へ

平成 28 年 4 月 1 日以後に建物附属設備及び構築物について行われる資本的支出も「定額法」による減価償却が強制されることとなります。

## はじめに

平成 28 年 4 月 1 日以後に建物附属設備及び構築物について行われる資本的支出も「定額法」による減価償却が強制されることとなります。ここでは、資本的支出の減価償却について解説します。

## 平成 28 年度税制改正による影響

平成 28 年度税制改正により、これまで「定額法」と「定率法」の 2 種類があった建物附属設備と構築物の減価償却方法が「定額法」に一本化されます。

この改正は平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備と構築物について適用されるため、同日前に取得さえしていれば実際に事業のために使用する日が同日以後であっても、従前どおり、定率法により減価償却することが可能となります。

減価償却の開始日は事業供用日であるため、平成 28 年 3 月に取得した資産であっても使い始めが 4 月である場合には 4 月から減価償却をすることができます。

この場合、減価償却の開始も 4 月となるため定額法による減価償却が強制されそうですが、資産そのものは 3 月中の取得であるため定率法による減価償却が認められるということです。

また、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得した建物附属設備と構築物については、定率法により減価償却を行っている会社も多いものと思います。

なぜなら、建物附属設備や構築物の償却方法はこれまで定率法が原則であったからです。

しかし、このように定率法により減価償却を行っている建

物附属設備や構築物に平成 28 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合には、その資本的支出についても「定額法」により減価償却を行わなければならないため注意しなければなりません。

※資本的支出については次頁で解説しています。

例えば、平成 20 年中に取得したエレベーター設備（建物附属設備）についてこれまで定率法により減価償却を行ってきた場合であっても、平成 28 年 4 月 1 日に駆動装置を新品に交換したときは、その改良工事については定額法により減価償却を行うこととなります。

平成 10 年度改正で行われた建物の償却方法の定額法一本化では、適用日前に定率法で償却していた建物について適用日以後に行った資本的支出の償却方法が定額法に強制されることはありませんでした。

しかし現行法令における資本的支出は、新規資産の取得とみなすことが原則とされているため、平成 10 年度改正とは異なる取扱いになるようです。

平成 28 年 4 月 1 日以後に建物附属設備や構築物を取得した場合は言うまでもなく、同日以後に既存設備の改良等の工事を行う場合にはご注意ください。

「建物附属設備」及び「構築物」の減価償却についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

# 資本的支出とは

注目トピックスで取り上げられた資本的支出については、その判断が非常に難しいところですので、具体的な事例を踏まえつつ解説します。

## はじめに

注目トピックスで取り上げられた資本的支出については、その判断が非常に難しいところですので、具体的な事例を踏まえつつ解説します。

## 資本的支出とは

あまり聞きなれない言葉ですが、資本的支出とは、修理、改良等その名称とは関係なく、固定資産の使用可能期間を延長させるものや固定資産の価値を増加させるものを言います。

法人が固定資産の修理、改良等のために支出する費用には以下のようなものがあります。

- ① 維持費
- ② 取替補修費
- ③ 改造費
- ④ 増設費など

このうち、③改造費と④増設費が資本的支出にあたり、②取替補修費は資本的支出に該当する場合と修繕費に該当する場合とがあると考えられます。

修繕費とは、固定資産の修理、改修等のために支出した費用のうち、固定資産の通常の維持管理のため、または固定資産の機能等が低下した箇所を元の状態に修復するためのものを言います。

「通常の維持管理」と「原状回復」がポイントとなります。したがって、前記の①維持費はこちらに該当することになります。

## 具体例

資本的支出と修繕費の区分が問題となるのは、主として上述の②取替補修費です。それは、固定資産の修理、改良等

のために支出した費用のうち改造費及び増設費が資本的支出にあたり、維持費が修繕費にあたるということは明確であるのに対し、取替補修費は資本的支出にあたるものと修繕費にあたるものがある、と考えられるからです。

例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物について行った工事については、床、外装タイル、サッシの補修工事のうち、各10分の1程度以上の補修は資本的支出であると考えられています。

また、注目トピックスでも取り上げたエレベーター設備については、駆動装置やフレームの取替えは資本的支出であると考えられます。

法人が固定資産の修理、改良等のために支出した金額が資本的支出になるのか修繕費になるのかの区分は、理論的に納得できても現実の実務になると判断が困難であることも少なくなりません。

このような場合のために、法人税基本通達の資本的支出と修繕費との取扱いをまとめたフローチャートも存在し、こちらに沿って判断することが多いというのが現状です。

修繕費に該当すれば支出時に全額損金となり、資本的支出に該当すれば支出時には全額損金とならず減価償却を通じて耐用年数にわたって損金となることとなります。

固定資産の修理や改良をした場合の支出が資本的支出にあたるのか修繕費にあたるのかのご相談は、当事務所までお気軽にお問合せください。

# 雇用保険関係の改正予定 情報について

平成 28 年 4 月より雇用保険料率が引き下げになる予定です。その他雇用に関する法律改正の動向について紹介します。

## はじめに

有効求人倍率や完全失業率が改善傾向にあり、基本手当（いわゆる失業保険）の受給者実人員については減少傾向となっていることから、来年度から雇用保険料率が引き下げになる予定です。

そのほか、高齢者の雇用保険適用などの新たな方向性も検討されています。以下、今後の雇用保険関係の改正予定情報についてお知らせします。

## 改正案① 雇用保険料率の引き下げ

雇用保険料率の引き下げについては現在審議中ですが、平成 28 年 4 月より以下のように引き下げになる予定です。

### 引き下げ予定：

一般の事業：現行 13.5/1000 → 11/1000～12/1000

清酒製造業：現行 15.5/1000 → 13/1000～14/1000

建設の事業：現行 16.5/1000 → 14/1000～15/1000

全体的に 0.2%～0.25%の低下となる予定です。正式な発表があり次第またご案内します。

## 改正案② 65 歳以上にも雇用保険を適用

今までは 65 歳以降あらたに雇用される人については雇用保険加入の対象外でしたが、65 歳以降の入社についても雇用保険を適用することが検討されています。

また、今のところ年度初めの年齢が 64 歳以上の被保険者については雇用保険料が免除になっていましたが、今後は他の被保険者同様保険料負担をする方向で検討されています（今の免除制度は当面継続される予定です）。

65 歳以降入社の場合  
雇用保険対象外



65 歳以降の入社も  
雇用保険加入対象へ

## 改正案③

### 育児休業対象者拡大など

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、以下の改正が検討されています。

- ① 育児休業の対象となる子の範囲を、特別養子縁組の子等にも拡大
- ② 有期契約労働者の育児休業取得の要件緩和（養育する子が 1 歳 6 ヶ月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者も育児休業の対象とする）
- ③ 子の看護休暇の半日単位取得など

## 改正案④

### 介護休業給付の給付水準を引き上げ

介護休業の前後で所得を安定させるため、介護休業給付の給付水準（40%）について、育児休業給付の水準（67%）を念頭に引き上げが検討されています。

雇用保険制度では介護により休業する場合、最大 93 日、休業前給与の 40%が介護休業給付として支給されましたが、給付水準を育児休業給付同様、休業前の 3 分の 2 まで引き上げ、雇用の安定に役立てようとしているようです。

### 介護休業給付

従前給与の 40% 支給



従前給与の 67% 支給へ

いずれも、政府方針の「一億総活躍社会」方針に伴い、育児者に加え、高齢者や介護者なども雇用保険制度でケアをしようという方向性が見えます。法改正が正式に発表され次第ご案内します。

# 「ない仕事」の作り方

みうらじゅん 著

単行本：175 ページ

出版：文藝春秋

価格：1,250 円（税抜）

## はじめに

「マイブーム」や「ゆるキャラ」の名付け親としても知られるみうらじゅん氏。テレビや雑誌でよく見かけますが、何が本業なのかあまり知られていません。

それまで世の中に「なかった仕事」を、企画、営業、接待も全部自分でやる「一人電通」という手法で作ってきた「みうらじゅんの仕事術」とはどのようなものなのでしょう。

## A+B=AB でなく A+B=C を目指す

分かりやすくネーミングの話をする、著者が名付けた「ゆるキャラ」は本来矛盾した言葉です。キャラクターはゆるくては成立しづらく、わざとゆるいキャラクターを作ろうとする人や団体はいません。この件について著者は次のように述べています。

マーケティングやデザインといったものと全く無縁な代物。しかし、そのピュアさにはんだかグツとくるものがある。「ゆるキャラ」と名付けてみると、さもそんな世界があるように見えてきました。

## 自分洗脳と収集

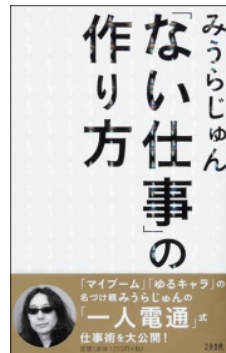
著者はサブカルチャーと言われることに抵抗があるようですが、その仕事にはパターンがあります。まず、誰も注目していないものに関心を持つ。そして収集する。著者はこれを「無駄な努力」と表現していますが、実に心理学的に効果的な方法だといえるでしょう。

人は「大量なもの」に弱いということが、長年の経験で分かってきました。大量に集まったものを目の前に出されると、こちらのエレクトしている気分が伝わって、「すごい！」と錯覚するのです。

そして大事なこと。それは仕事を好きになること。それがたとえゴムの蛇であろうが、変な掛け軸だろうが、日本中にある珍妙な祭だとしても、です。

## ブームとは「誤解」

著者が「ゆるキャラ」に注目した理由は、その存在が面白かったので、世間にそれを伝えようとしたことでした。しかし、規模を大きくしつつ伝えるとともに「昨今、ゆるキャラというものをよく見かけるが、実に言い得て妙だ」「日本独自の着ぐるみ文化に光を当てた」など深読みをする人々が現れます。ブームとは、この「勝手に独自の意見を言い出す人」が増えたときに生まれるものなのです。



## 母親と接待

著者は多くの人に支持されるつもりで仕事をしていないと述べています。

私の場合、そんな「喜ばせたい読者」の最高峰は誰かと言えば、それは母親です。そもそも母親を喜ばさなくて、どうして女の人を喜ばすことができるのでしょうか。

こんな著者が仕事を受注するために接待が極めて重要だと述べています。仕事を形にするために考えるのは母親と、目の前の編集者だけでいい。編集者は顧客でなく、ビジネスパートナーですから、媚びるのではなく楽しく仕事をするための接待をすべきだと読み取ることができます。

## 本書の活かし方

本書は奇をてらったビジネスづくりをするという趣旨ではありません。大衆ではなくコアファンを作ること、発表する前にコツコツと準備をすること。そして、PRの鉄則など私達が仕事で活用できるヒントがいくつも紹介されています。時々ニヤリとしてしまうエピソードを楽しみながら、今の仕事の中に隠されているまだ見ぬ「ない仕事」の実現にチャレンジしてみたいかがでしょうか。